

会 長	局 長	係 員

平成 2 7 年 第 2 回 (臨時会)  
小坂町農業委員会会議録

平成 2 7 年 1 月 3 0 日 (金) 1 4 時 0 0 分 役場大会議室において招集した。

1. 出席委員 (1 0 人) は次のとおりである。

1 番 中 村 仁	2 番 奈 良 延 浩	3 番 安 保 均
4 番 小 館 正 光	6 番 小 館 康 弘	7 番 亀 田 静 子
10 番 中 村 道 義	11 番 中 村 吉 夫	12 番 目 時 勝 則
13 番 熊 谷 直 美		

2. 欠席委員 (3 人)

5 番 木 村 隆 一	8 番 畑 澤 富 子	9 番 木 村 功
-------------	-------------	-----------

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長補佐 宮 館 秀 樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮 館 秀 樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

7 番 亀 田 静 子	10 番 中 村 道 義
-------------	--------------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第 1 議案第 2 号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の受理・審査及び小坂町選挙管理委員会への送致について

事務局 (宮館) ご苦労様です。定刻となりましたので、只今から平成27年第2回小坂町農業委員会臨時会を開会いたします。(14:00)

議長 (熊谷) 本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局 (宮館) 本日欠席の届出があったのは、5番木村隆一委員、8番畑澤富子委員、10番木村功委員の3名より、所用のため欠席する旨連絡がありました。

議長 只今の出席者は10名です。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

議長 本日の会議録署名委員を指名します。7番亀田静子委員、10番中村道義委員の両名を指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。日程第1 議案第2号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の受理・審査及び小坂町選挙管理委員会への送致について 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第1号について提案理由朗読)

本日の資料についてですが、確認のため皆さんに事前にお渡しした資料と同じ中身となっております。目を通していただいたと思いますが、昨年と比較しまして、1月1日現在で男性34人減で415人、女性29人減で445人で合計63人減となっており、923人となっております。本日は、事務局で取りまとめた内容について正しいか、又は他にも修正する所があるか、変更がある場合は発言していただければ修正した

議 長 います。なお、欠席委員からは指摘はありませんでした。ご審議をよろしく  
 お願いします。

6 番委員 (小館康) 只今、事務局から説明があったとおりです。皆さんの手元に事前に配布してある  
 内容について確認した結果、疑義がないかという事務局からのお話しでありますの  
 で、気がついた点を出していただければと思います。それぞれ疑問点がありましたら  
 発言をお願いします。

事務局 これに載っていない人とはいるのでしょうか。

6 番委員 事務局 まず、規程の農地を所有していない世帯は、載っておりません。また、去年の時  
 点で世帯全員が農業を行っていない世帯も、載っておりません。農地を所有してい  
 ても申告により選挙権が無しと判定した人もおります。その人は変更理由欄に記載  
 理由を記載しております。

6 番委員 全面転作をしている世帯はどうなっているのでしょうか。

事務局 全面転作を行っている世帯にも申請用紙は送付しております。そして、転作を行  
 っていても農作業に従事している日数が60日以上であると申請した人は、選挙権有  
 りで載せております。また、60日に満たないと申請してきた人は選挙権はありませ  
 ん。

6 番委員 わかりました。

4 番委員 最近水田全部を貸してしまっている人が多くなっています。畑とかは残りますが、  
 (小館正) 畑だけだと60日も農作業に費やすとも思えないし、どこに基準を置いて審議し  
 ていくのか、きちんとしたところが必要だと思います。

事務局 基準が60日とあるのは、農業委員会等に関する法律施行規則に「耕作に従事する  
 おおむね60日とする」と定められています。また、一日の耕作に従事する時間は、  
 約8時間とするのが妥当だと思います。ただ、合算して8時間働いていれば一日と見  
 なすことが妥当だと思います。そして、60日以上作業していると申請してきた対象  
 者を掲載しています。

議 長 農業の時間や日数つきましては、常に水・病虫害・温度など四六時中、管理しな  
 いとならないので、明確な勤務時間はありません。事務的にいえば事務局のいうと  
 おりですが、そのあたりについては、われわれ農業委員が適宜判断せざる得ないの  
 が現実だと思います。

4 番委員 わかりました。

議 長 4 番委員が発言された農地の貸借による対象者の減少は、全国的な流れだと思  
 います。事務局は、そのあたりの情報等をつかんでおくようにお願いします。

議 長 それ以外、発言がありましたら発言をお願いします。  
 (発言なし)

議 長 それでは議案第2号について、小坂町選挙管理委員会に送致するとういうことで  
 1 ご意義ございませんか。  
 (なしと言う声あり)

議 長 議案第2号農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の受理・審査及び小坂町選挙管  
 理委員会への送致について、小坂町選挙管理委員会へ送致してください。  
 (14:20)

議 長 ここで連絡事項等がありますので、暫時休憩します。(14:20)

議 長 再開します。(14:25)

議 長 以上を持ちまして、第2回臨時総会を終了します。  
 (14:26)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 熊谷直美

署 名 委 員 亀田静子

署 名 委 員 中村道義